

「介護職員等処遇改善加算」の「見える化」要件について

介護職員の処遇改善についてはこれまでも何度か取組が行われて来ましたが、令和6年度介護報酬改定において、「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」が「介護職員等処遇改善加算」に一本化されました。株式会社T-CAREでは、介護職員等に対して給与の底上げをするために設けられた制度である「介護職員等処遇改善加算」を取得し、介護職員等の賃金改善に努めています。

なお、介護職員等処遇改善加算の算定には下記の要件を満たしていることが必要です。

- ①キャリアパス要件の周知、徹底を行っていること。
- ②介護職員等に対し、月額賃金改善を行っていること。
- ③職場環境等要件の取組について、介護サービスの情報公表制度やホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

「見える化」要件に基づき、具体的に取り組んでいる内容は次の通りです。

事業所名	介護職員等処遇改善加算
ヘルパーステーションサザン富士	I
デイサービスセンターサザン富士	II

区分	内容
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ・上位者、担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 ・高齢者の活躍（居室やフロア等の清掃、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供